

議案第 80 号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和 57 年墨田区条例第 9 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 1 貸切りの場合の部八広はなみずき集会所の項及び八広あおぎり集会所
の項を削る。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

八広はなみずき集会所及び八広あおぎり集会所を廃止することに伴い、両集会所を
管理運営の対象施設から削る必要がある。